

I 愛知県地域防災計画の修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 主な修正内容

1. 愛知県基幹的広域防災拠点及びゼロメートル地帯における広域防災活動拠点について

(1) 愛知県基幹的広域防災拠点の整備内容及び機能の整理

県が名古屋空港北西部（豊山町・青山地区）に「愛知県基幹的広域防災拠点」として、消防学校及び愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、これを自衛隊等のベースキャンプ用地や、支援物資の受け入れ及び県内全域への供給に必要な物資ターミナルとすることについて、記載を追加する。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第11章 第4節 防災活動拠点の確保等
- 地震・津波編 第2編 第11章 第4節 防災活動拠点の確保等

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 9
- 地震・津波編 p 7

(2) ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点の位置づけ

ゼロメートル地帯において、関係機関が迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するため、県が「広域防災活動拠点」をあらかじめ整備することについて、記載を追加する。

<修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第5章 第1節 救出・救助活動
- 地震・津波編 第3編 第5章 第1節 救出・救助活動

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 17
- 地震・津波編 p 13

2. 水防法等の改正を踏まえた修正について

(1) 要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市町村長の助言・勧告について

水防法等の改正に伴い、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し、市町村長による助言又は勧告が可能となったことについて、記載を追加する。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第2章 第4節 浸水想定区域における対策
- 風水害等編 第2編 第3章 第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 3、p 5

(2) 要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

水防法等の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、市町村長への結果報告が義務化されたことについて、記載を追加する。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第2章 第4節 浸水想定区域における対策
- 風水害等編 第2編 第3章 第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 3、p 5

3. 県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体的運用について

(1) 名古屋市への事務委託について

本県の防災力の向上を図るため、地方自治法第252条の14の規定に基づき、愛知県が所有する防災ヘリコプター「わかしゃち」の運航を名古屋市へ委託し、名古屋市所有の消防ヘリコプター2機（ひでよし・のぶなが）と一体的に運用することについて記載を追記する。

<修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第5章 第3節 航空機の活用 ほか
- 地震・津波編 第3編 第5章 第3節 航空機の活用 ほか

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 17 ほか
- 地震・津波編 p 13 ほか

4. 安否不明者等の氏名公表について

(1) 安否不明者等の情報収集及び氏名公表について

安否不明者の情報収集に努めるとともに、昨年度整理された「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づいて氏名公表を実施することについて、記載を追加する。

<修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達
- 地震・津波編 第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 15
- 地震・津波編 p 11